

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2017年5月24日

**【事業年度】** 第10期(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

**【会社名】** 株式会社ツバキ・ナカシマ

**【英訳名】** TSUBAKI NAKASHIMA CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 取締役兼代表執行役CEO 高宮 勉

**【本店の所在の場所】** 奈良県葛城市尺土19番地

**【電話番号】** 0745-48-2891

**【事務連絡者氏名】** 取締役兼専務執行役CFO 小原 シェキール

**【最寄りの連絡場所】** 大阪市中央区本町四丁目2番12号

**【電話番号】** 06-6224-0193

**【事務連絡者氏名】** 取締役兼専務執行役CFO 小原 シェキール

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2016年3月28日に提出いたしました第10期(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)有価証券報告書の記載内容に追加すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 【企業情報】

### 第2 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

(3) 国際会計基準により作成した連結財務諸表における主要な項目と、日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第2 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

- (3) 国際会計基準により作成した連結財務諸表における主要な項目と、日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項

(訂正前)

(のれんの償却に関する事項)

日本基準において、のれんの償却についてはその効果の及ぶ期間を見積り、その期間で償却することとしておりましたが、国際会計基準では国際会計基準移行日以降の償却を停止しております。

(訂正後)

(のれんの償却に関する事項)

日本基準において、のれんの償却についてはその効果の及ぶ期間を見積り、その期間で償却することとしておりましたが、国際会計基準では国際会計基準移行日以降の償却を停止しております。

この影響によりIFRSでは日本基準に比べて、前連結会計年度におきましては、のれん償却額（販売費及び一般管理費）が1,722百万円減少しております。当連結会計年度におきましては、のれん償却額（販売費及び一般管理費）が1,725百万円減少しております。

以上